

第2期 いのち支える那須町自殺対策計画

そっと・もっと・ずっと支え合う

「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」

令和7（2025）年3月
那 須 町



～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2
第2章 那須町における自殺の現状と課題	3
1 現状	3
2 これまでの取組	6
3 今後に向けた課題	7
4 課題を踏まえた今後の取り組み方針	7
第3章 那須町の自殺対策	8
1 基本理念	8
2 共通認識	8
3 基本方針	9
4 施策体系	11
5 基本施策	12
基本施策1「地域におけるネットワークの強化」	12
基本施策2「自殺対策を支える人材の育成」	12
基本施策3「町民への啓発と周知」	12
基本施策4「生きることの促進要因への支援」	13
基本施策5「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」	13
6 重点施策	14
重点施策1「高齢者への対策」	14
重点施策2「生活困窮者対策と無職者・失業者対策」	14
重点施策3「子ども・若者対策」	14
重点施策4「働き世代対策」	15
7 生きる支援の関連施策	15
8 計画の進行管理	16
9 施策の実施状況及び今後の計画	17

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法が平成 18（2006）年に成立して以来、一定の成果があった一方で、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況が続いています。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっています。

このことから、国では、令和 4（2022）年自殺総合対策大綱の見直しを行い、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進といった対策を打ち出しました。

また、栃木県においても、この自殺対策大綱の見直しを受けて、「いのち支える栃木県自殺対策計画（第 2 期）」を策定しました。

本町におきましても「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成 31（2019）年 3 月に「いのち支える那須町自殺対策計画」（以下「前計画」という）を策定し、自殺対策を講じてきたところです。

その後、本町の自殺者数は平成 30（2018）年度の 11 人から、令和 3（2021）年度には 2 人まで減少しましたが、令和 4（2022）年度は増加に転じています。

本町としましては、引き続き自殺対策を推進するため、国や県の動向と町の現状及びこれまでの取組を踏まえ、「第 2 期いのち支える那須町自殺対策計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第 7 次那須町振興計画」や「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」「いのち支える栃木県自殺対策計画」等を上位計画とし、「那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「那須町健康増進計画」「那須町障がい者計画」等関連する各種計画と整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱見直し等を見据え、令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度までの 3 年間とします。ただし、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028
那須町自殺対策計画	第 1 期					第 2 期			第 3 期	
県 自 殺 対 策 計 画	第 1 期				第 2 期				第 3 期	
那須町健康増進計画	第 2 期							第 3 期		
那須町地域福祉計画 地域福祉活動計画	第 3 期		第 4 期				第 5 期			
那須町障がい者計画	第 3 期		第 4 期			第 5 期		第 6 期		
那 須 町 振 興 計 画	第 7 次							第 8 次		

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では、令和 8（2026）年度までに自殺死亡率を平成 27（2015）年度と比べて 30%以上減少させることを目標としています。

那須町では平成 30（2018）年度に計画を策定して、令和元（2019）年度より取り組みを実施してきました。その間、自殺死亡率※は増減を繰り返しながら、平成 27（2015）年度の 41.5 人から令和 5（2023）年度には 20.59 人まで下がりました。

前計画の期間を通して、目標に挙げた「自殺者ゼロ」は達成できませんでしたが、第 2 期計画においても基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」を目指し、「自殺者ゼロ」を目標とします。

第 1 期計画の数値目標

		平成 27（2015 年） （基準値）	令和 5（2023 年） （目標値）	令和 5（2023 年） （実績値）
自殺死亡率	全国	18.5 人	0 人	17.6 人
	那須町	41.5 人		20.59 人
那須町自殺死亡者数		11 人	0 人	5 人



第 2 期計画の数値目標

		令和 5（2023 年） （基準値）	令和 8（2026 年） （目標値）	令和 9（2027 年） （目標値）
自殺死亡率	全国	17.6 人	13.0 人以下	13.0 人以下
	那須町	20.59 人	0 人	0 人
那須町自殺死亡者数		5	0 人	0 人

※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数

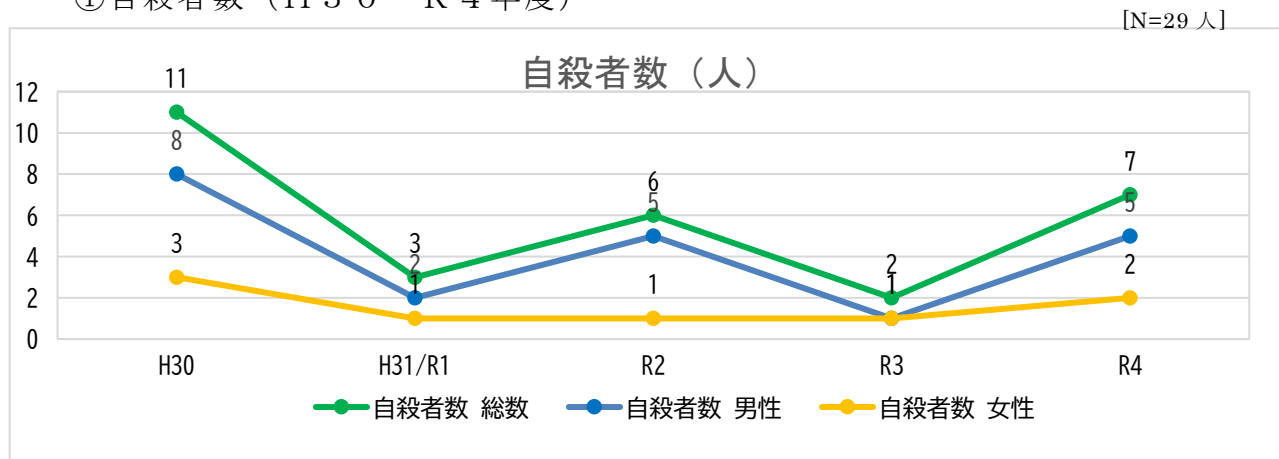
第2章 那須町における自殺の現状と課題

1 現状

(1) 那須町における自殺の特徴

2018年～2022年の自殺者数は29人(5.8人/年)、自殺死亡率は5年間の平均が23.1で全国の平均16.4、栃木県の平均17.6よりも高い水準で推移しています。

①自殺者数（H30～R4年度）

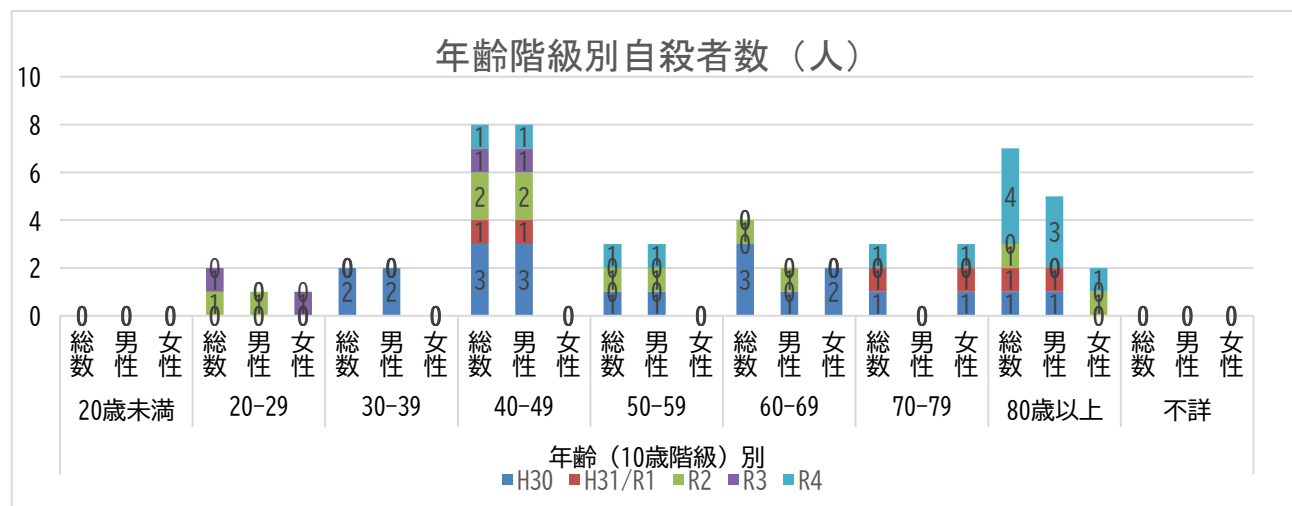


地域における自殺の基礎資料より作成

どの年度においても、女性より男性の自殺者数が多く、総数についてもピーク時のH30年度よりは減少しているが、R4年度では増加している。

	H30	R元	R2	R3	R4	H30～R4 平均
全 国	16.1 人	15.7 人	16.4 人	16.5 人	17.4 人	16.4 人
栃木県	16.9 人	17.2 人	17.3 人	17.9 人	18.6 人	17.6 人
那須町	43.0 人	11.9 人	24.0 人	8.1 人	28.5 人	23.1 人

②年齢階級別自殺者数（H30～R4年度）



地域における自殺の基礎資料より作成

過去5年間の年齢（10歳）階級別自殺者数を性別にみると、40代男性で最も多く、次いで80歳以上男性となっている。

20代・70代を除く年齢階級において、男性の方の自殺者数が多くなっている。

(2) 支援を優先すべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成 30 (2018) 年～令和 4 (2022) 年において自殺者数の多い上位 5 区分が本町の主な特徴として抽出され、支援が優先されるべき対象群となった。

那須町の主な自殺の特徴〔特別集計（自殺日・住居地、2018～2022 合計）〕

上位 5 区分※ 1	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率※ 2 (人口 10 万人対)	背景にある主な自殺の危機経路※ 3
男性 40 歳～59 歳有職独居	4 人	13.8%	369.2 人	配置転換（昇進・降格含む）→ 過労＋仕事の失敗→うつ状態＋ アルコール依存→自殺
男性 40 歳～59 歳無職同居	4 人	13.8%	322.9 人	失業→生活苦→借金＋家族間の 不和→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上無職同居	4 人	13.8%	34.1 人	失業（退職）→生活苦＋介護の 悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
女性 60 歳以上無職独居	3 人	10.3%	81.2 人	死別・離別＋身体疾患→病苦→ うつ状態→自殺
女性 60 歳以上無職同居	3 人	10.3%	15.4 人	身体疾患→病苦→うつ状態→自 殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

※ 1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としました。

※ 2 自殺死亡率とは人口 10 万人当たりの自殺者数。

自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP（いのち支える自殺対策推進センター）にて推計したものを記載しました。

※ 3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしました。

(3) アンケート結果分析から考えられる優先的な対策

令和5年度に実施したアンケート調査結果から、自殺の防御因子が充実するための対策として以下の4点を優先的に取り組むべきと考えられる。

①ゲートキーパー※養成講座の開催

悩みやストレス等を誰かに相談することから解決の糸口になることが多く、分析結果からはその相談相手には家族や親族、友人や同僚等「身近な人」になることが多い。

誰しもが「誰かの身近な人」になり得ること、相談を受けた側が思い悩んでしまったり、抱えこんでしまったりしないよう、「気づく」「声かけ・傾聴」「つなぐ」「見守る」のスキルを学び、早期に適切な対応ができるようゲートキーパー養成講座の開催が望まれる。

※ ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をよく聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

②メンタルヘルス研修会

家庭、学校や職場等においてそれぞれ悩みやストレス等を抱えている人が多い状況にあるが、メンタルヘルスに関する研修会や講習会等への参加の機会が少ない結果となっている。

那須町では働き世代(40歳から59歳まで)の自殺死亡率が最も高いことから、職域と連携したメンタルヘルス研修の実施が必要と考えられる。

③児童・生徒への自殺対策

児童・生徒の段階で、悩みやストレス等の向きあい方、対処の仕方、心身への影響やSOSの出し方等を学ぶことで、自分自身のストレスや怒りのコントロールを身に付けることができ、友人等への気づきにもつながり、ひいてはストレスのはけ口が原因の一部とされているいじめ対策にもつながり得ると考える。

④情報発信、普及・啓発

アンケート結果から、啓発物や情報発信ツールとして最も目につくものはポスターであり、年代によってはインターネットホームページであることが分かった。

行政機関だけでなく、公共施設、医療機関やコンビニ等の身近にある施設へのポスターの掲載やチラシの設置、また、ホームページやSNSを活用した情報発信が必要と考える。

2 これまでの取組

町では、これまで自殺対策の推進に関する基本方針に基づき各種施策に取り組んできました。主な具体的取組は、以下のとおりです。なお、17 ページ以降にすべての取組状況を掲載しています。

(1) 基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

那須町自殺対策計画策定・推進委員会及び那須町自殺対策連絡協議会を開催し、進捗状況等の情報共有を行いました。

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な職種を対象とする研修や関係団体に対する研修を実施する計画でしたが、令和元年に保健福祉課職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施した後は、新型コロナウイルス対応のため、計画どおり実施することができず、検討段階にとどまりました。

基本施策 3 町民への啓発と周知

自殺予防週間等について広報やホームページへの掲載、ポスターの掲示等を行いました。

また、自殺対策強化月間に合わせて小学校、中学校及び高等学校へリーフレット等啓発資材を配布しました。

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

介護保険制度の利用案内・相談、高齢者の通いの場の立ち上げ支援、母子保健事業等を通じた支援、精神障がい者とその家族に対する支援等を実施しました。

県や医療機関等の連携や保健・介護・生活・子育て等に関する支援機関の研修会といった自殺未遂者への支援については実施に至っていません。

基本施策 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

スクールソーシャルワーカーの配置や教職員による健康観察等により SOS サインの早期発見、サインを出しやすい環境づくりに取り組みました。

(2) 重点施策

重点施策 1 高齢者への対策

① 包括的な支援のための連携の推進

地域ケア会議や多職種連携会議等を継続的に開催し、連携体制を構築しました。

②高齢者の健康不安に対する支援

シニアクラブ等に対する健康相談や健康教室の実施、高齢者総合相談支援、医療費や高額療養費に関する相談等を実施しました。

③社会参加の強化と孤立、孤独の予防

介護予防事業の実施、ふれあいルームの開催など高齢者の交流や健康づくりの機会を創出しました。

重点施策２ 生活困窮者対策と無職者・失業者対策

生活保護に関する相談、生活困窮者自立支援、無料法律相談、納税相談等を実施しました。

年金受給者で経済的問題を抱えている方への相談には対応できませんでした。

重点施策３ 子ども・若者対策

スクールソーシャルワーカーや心の相談員の配置、小中学生に対して那須町人権擁護委員による講話や「命の週間」を実施しました。

３ 今後に向けた課題

那須町における自殺の現状、アンケート結果の分析及びこれまでの取組状況から、以下の課題が考えられます。

- 那須町の人口１０万人あたりの自殺者数（自殺率）は、県平均や国平均に比べて高い水準にあるため、引き続き自殺対策の取組が必要である。
- 前計画で目標を達成できなかった取組については見直しが必要である。
- 全庁的な取組であるという町職員の意識付けや、町民、関係機関や団体、民間事業者等への啓発が必要である。

４ 課題を踏まえた今後の取組方針

上記課題を踏まえ、今後の取組方針を以下のとおりとします。

- 自殺総合対策大綱、県計画を踏まえ、町の現状やこれまでの取組、アンケート結果の分析等を考慮して計画を策定する。
- 前計画で定めた基本理念や基本方針、取組については継続する。
- 町行政や関係機関・団体、町民等が持つ共通認識について、県計画に合わせた内容とする。
- 基本施策の中で未着手であったゲートキーパー養成講座を、まずは町職員を対象に開催し、全庁挙げて自殺対策に取り組む意識を高める。ゲートキーパー養成講座は、順次関係機関・団体等へと対象を拡大していく。

第3章 那須町の自殺対策

1 基本理念

自殺問題に関して町民一人ひとりが、また地域全体が「生きることの支援」に理解を深め、適切に対応するとともに、地域全体が支え合いながら「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」を目指します。

基本理念 そっと・もっと・ずっと支え合う

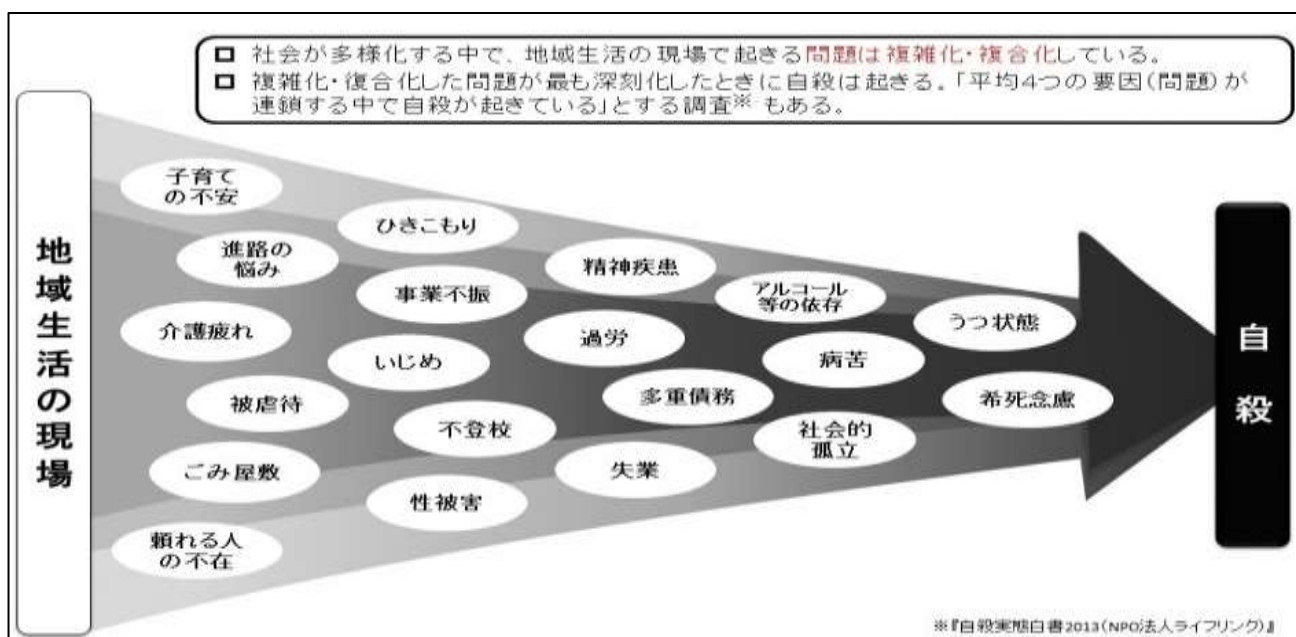
「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」

2 共通認識

本町の自殺対策がその効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」を実現するためには、行政、関係機関・団体、町民等が、それぞれ次に掲げる事項を理解・認識して取り組むことが重要です。

- (1) 自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」である
- (2) 自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である
- (3) 自殺はその多くが「防ぐことができる社会的な問題」である
- (4) 自殺を考えている人は「何らかのサインを発している」ことが多い

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省）



3 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では次の6点を自殺対策における基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自己肯定感や信頼関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回った時に自殺リスクが高くなると言われています。そのため、地域全体で「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、一人ひとりの生活を守るという姿勢で生きることの包括的な支援を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺は様々な要因とその人の性格傾向、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのため、地域住民の見守りをはじめ自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉に関する各種施策との連携を強化します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携等の「地域連携のレベル」、法律、大綱等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

対応の段階には、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」が挙げられ、段階に応じた施策を講じることで対策の効果的な連携を図ります。

さらに、「事前対応の更に前段階での取組」として、学校では児童・生徒等を対象に、辛い時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ、「SOSの出し方に関する教育」※を推進します。

※ SOSの出し方に関する教育とは

子どもが、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる大人にSOSを出すことができるようにすること及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができる教育。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状にあります。それらの現状に理解を深めることも含め、「危機に陥った時は誰かに援助を求めることが出来る」ということが、社会全体の共通認識となるように広報活動や教育活動により積極的に啓発します。

また、町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう推進します。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や近隣市町村、関係団体、企業、そして町民一人ひとりが連携・協働し自殺対策を推進していく必要があります。自殺が社会全体の問題であり、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化し、「誰にでも起こり得る危機」と認識したうえで、仕組みを構築します。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法（以下、「基本法」という）第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に取り組みます。

4 施策体系

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」、本町の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、さらに関連施策（生きる支援の関連施策（各課の施策））で構成されています。

「基本施策」は「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」等、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連機関が自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取り組みと、「町民への啓発」による気づきと困難を抱えるあらゆる段階（事前対応・危機対応・事後対応等）への方策等幅広い内容で構成されています。

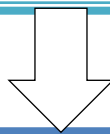
「重点施策」は、本町における自殺のハイリスク層である高齢者と自殺のリスク要因となっている生活問題、さらに子ども・若者向けの対策に焦点を絞った取り組みをそれぞれの対象を包括的に推進する内容で構成されています。

また、「生きる支援の関連施策（各課の施策）」は、本町において既に行われている、様々な事業を自殺対策と連携して推進するため取組の内容ごとに構成されています。

このように、施策の体系を定めることで本町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

国の施策

- 施策 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 施策 2 女性に対する支援の強化
- 施策 3 地域自殺対策の取組強化
- 施策 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化



本町の基本施策

- 施策 1 地域におけるネットワークの強化
- 施策 2 自殺対策を支える人材の育成
- 施策 3 町民への啓発と周知
- 施策 4 生きることの促進要因への支援
- 施策 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

本町の重点施策

- 施策 1 高齢者対策
- 施策 2 生活困窮者と無職者・失業者対策
- 施策 3 子ども・若者対策
- 施策 4 働き世代対策

生きることの包括的な支援

5 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

地域における自殺対策は、町民をはじめ関係機関が連携することが必要です。自殺対策に特化したネットワークだけではなく、地域の事業のネットワークと関連づけて取り組んでいきます。

<主な取組>

- | |
|-----------------------------|
| ・ 那須町自殺対策計画策定・推進委員会の開催（毎年度） |
| ・ 那須町自殺対策連絡協議会の開催（毎年度） |

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取り組みです。町職員が自殺対策の意識をもって相談対応することで、自殺対策につながることを目指して、最初に町職員に対するゲートキーパー養成講座を開催します。

また、町民、専門職及び関係団体に地域での支え手・担い手となってもらえるようにゲートキーパー養成講座の対象を順次拡げていきます。

<主な取組>

- | |
|-------------------------------------|
| ・ ゲートキーパー養成講座の開催
（町職員、専門職及び関係団体） |
|-------------------------------------|

基本施策3 町民への啓発と周知

町民が相談窓口の存在を認知し、問題を抱えた際、適切な支援へとつなげることができるよう相談機関等に関する情報を提供します。また、町民が自殺は「誰にでも起こり得る危機」と理解が深められるよう、地域全体にむけた自殺予防の啓発と周知を行い自殺対策の推進を図っていきます。

<主な取組>

- | |
|----------------------|
| ・ リーフレット等啓発グッズの作成と周知 |
| ・ 自殺対策強化月間キャンペーンの実施 |
| ・ 地域や学校と連携した情報の発信 |

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる原因となる「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やし、自殺のリスクを低減できるよう取り組んでいきます。

<主な取組>

・自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
・自殺未遂者への支援

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

幼少期における体験の中で危機に陥った時、問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付け、また、いじめについては早期発見と対応を行うとともに、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童・生徒の自殺防止を図ります。

<主な取組>

・SOSの出し方に関する教育の実施
・子どものいじめ防止及び解決を図るため関係機関との連携を推進
・スクールソーシャルワーカーの配置の充実

6 重点施策

重点施策1 高齢者への対策

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別、離別や身体疾患等をきっかけに、介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちで、地域のつながりが希薄である場合、孤立化が懸念されます。また、介護は本人や家族にとって負担が大きく疲弊してしまい、時に自殺のリスクにつながり、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険性もあります。本町では、行政サービス、関係各機関の支援を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための集いの場づくりや社会参加の強化といった、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。

<主な取組>

・ 包括的な支援のための連携の推進
・ 高齢者の健康不安に対する支援
・ 社会参加の強化と孤立・孤独の予防

重点施策2 生活困窮者対策と無職者・失業者対策

生活困窮者は、その背景として労働、多重債務、介護、知的障害、発達障害、精神疾患、依存症、被災避難、虐待や性暴力被害等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援と連動させることで効果的な対策を進めていきます。また、今後は多分野多機関ネットワークの構築とそれに基づく相談支援や生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修会の開催を検討していきます。

<主な取組>

・ 他分野多機能ネットワークの構築及び相談支援
・ 生活困窮者対策と自殺対策との連動

重点施策3 子ども・若者対策

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育等を進めていきます。若者に関しては、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われているため、ICTを活用したアウトリサーチ策を検討していきます。

<主な取組>

・ いじめ防止対策
・ スクールソーシャルワーカー活用事業
・ 心の教室相談員活用事業
・ 教育相談体制整備事業
・ 自他の命を大切にするための授業やイベント等の実施
・ 国、栃木県と連携したインターネットや SNS 等を活用した対策

重点施策 4 働き世代対策

働き世代は、家庭や職場の双方で重要な役割を担い、心理的にも社会的にも負担を抱えることが多い世代です。また、家庭環境や長時間労働によってストレスを感じている人も多いとされています。栃木県と連携した勤務問題による自殺対策やメンタルヘルス・ワークバランスに関する教育を推進するとともに、地域や家庭、または身近な人における気付きや見守りによって孤独や孤立を感じさせないような環境を作るための支援及び相談支援の取組を進めます。

<主な取組>

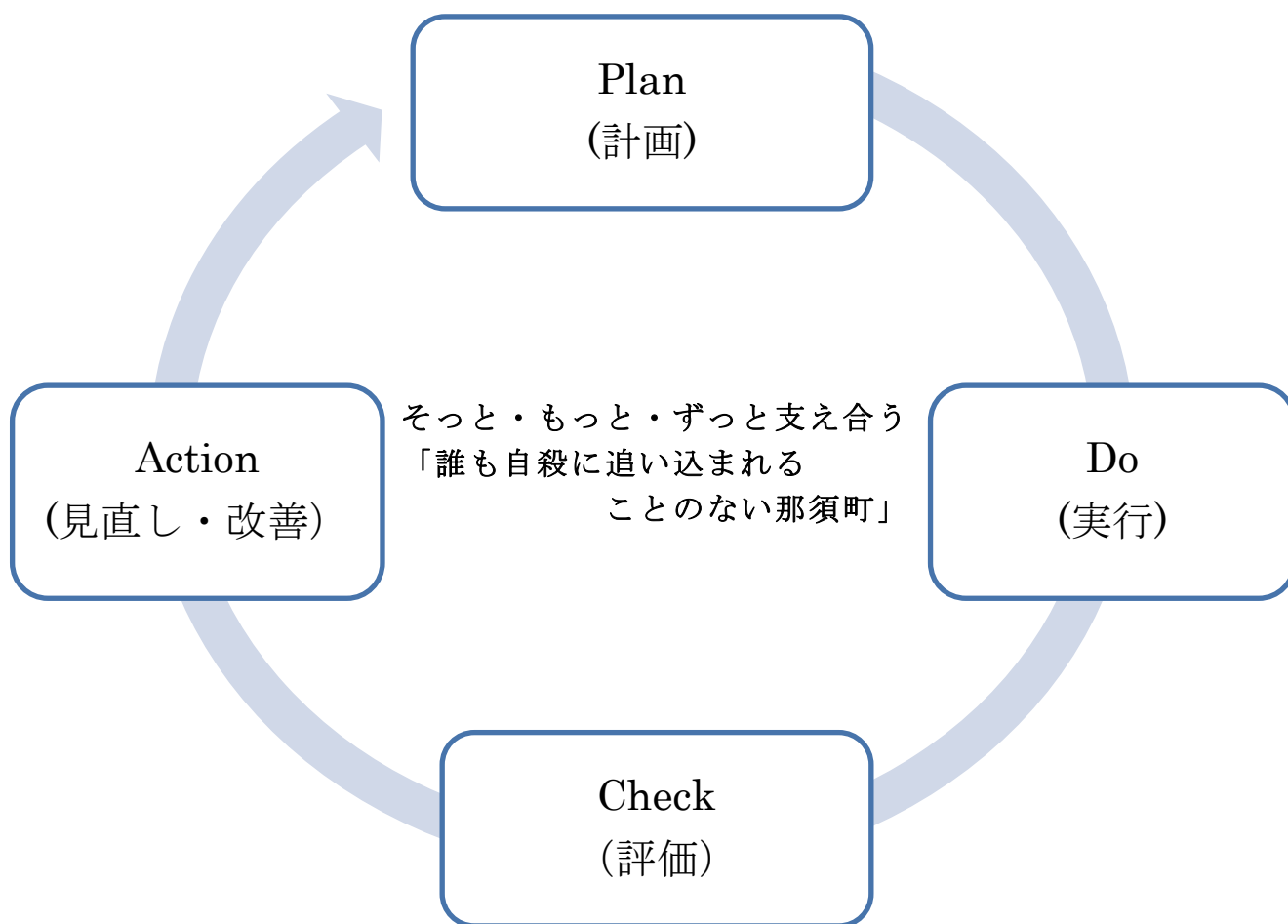
・ 国や県と連携した、労働者や経営者への各種相談窓口案内
・ メンタルヘルス対策について普及啓発を図る
・ 労働者の家族や周囲の人の早期の気づきを促す取組の実施

7 生きる支援の関連施策

26 ページからの（3）生きる支援の関連施策については、町が実施する関連事業のうち、「基本施策」や「重点施策」には当てはまりませんが、自殺対策と連携する事業を集約した施策群となります。

8 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCA サイクルを通じて施策や取組の効果等を検証し、検証結果や国の動向等を踏まえつつ、必要に応じて取組等を改善することにより、自殺対策を展開していきます。施策や取組の効果等を検証する場として、年1回、那須町自殺対策連絡協議会を開催します。



9 施策の実施状況及び今後の計画

(1) 基本施策

事業名	事業内容	実施状況	今後の計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
那須町自殺対策計画策定・推進委員会の開催	庁内各課が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進します。 【保健福祉課】	【達成】 平成30年度の計画策定時に計画策定・推進委員会を開催した。第2期計画策定のため、令和5年度にも開催。	【継続】
那須町自殺対策連絡協議会の開催	国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関と緊密な連携を図ると共に、自殺対策を総合的に推進します。 【保健福祉課】	【達成】 毎年度、連絡協議会を開催、適宜情報共有等を行っている。	【継続】
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成			
町職員を対象とするゲートキーパー養成講座の開催	窓口対応等で自殺リスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、町職員向けにゲートキーパー養成講座を開催します。【保健福祉課】	【達成】 令和7年1月に、町職員向けにゲートキーパー養成講座を開催した。(2回開催：70名参加)	【継続】 令和7年度についても町職員向けにゲートキーパー養成講座を開催する。
専門職や関係団体を対象とするゲートキーパー養成講座の開催	専門職や関係団体向けにゲートキーパー養成講座を開催します。 ・認知症地域支援推進員 ・障害者相談員(行政から委託した障害者相談員) ・自治会長、民生委員・児童委員 ・消費生活サポーター ・保護司 ・企業・事業所等 【保健福祉課】	【未達成】 内容や実施方法等について検討段階であり、実際に養成講座の開催には至っていない。	【改善】 令和7年度から順次、専門職や関係団体等を対象としたゲートキーパー養成講座を開催する。(R7は民生委員について実施予定)
基本施策3 町民への啓発と周知			
リーフレット等啓発グッズの作成と周知	配偶者等からの暴力等の防止に関する普及啓発、対応施設等を紹介します。パープルリボンキャンペーン(「女性に対する暴力をなくす運動」)期間中、普及啓発活動を行います。【こども未来課】	【達成】 毎年度、一定期間パープルリボンキャンペーン(「女性に対する暴力をなくす運動」)期間中、普及啓発活動	【継続】
	性に関する指導の際に、悩み事相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配付することで、児童・生徒に相談先情報の周知を図ります。 【学校教育課】	【一部達成】 リーフレットの配布は行えなかったが、道徳の時間などを利用して、性に関する授業等を行った。	【継続】
	認知症地域支援推進員を中心として認知症ケアの向上を図りながら、生きる支援の相談先情報が掲載されたリーフレット等を配付します。 【保健福祉課】	【未達成】 認知症に関する普及啓発を優先としたため、自殺対策に関するリーフレット等の配付ができなかった。	【改善】 認知症地域支援推進員と連携し、機会をとりえて啓発活動を行う。

	企業・事業所等で従業員が問題を抱えた際、適切な支援へとつなげることができるよう相談機関等に関する情報を提供します。【保健福祉課】	【未達成】 企業・事業所等への情報提供は未着手であった。	【改善】 県と連携し、企業・事業所等への情報提供を実施する。
自殺対策強化月間キャンペーンの実施	「自殺予防週間」（９月）と「自殺対策強化月間」（３月）の周知のため、広報誌やホームページへ掲載するとともに関係機関にリーフレット等を配付します。【保健福祉課】	【達成】 広報誌やホームページへの掲載、ポスターの掲示やチラシの全戸配布等を実施した。	【継続】
地域や学校と連携した情報の発信	自治会へ回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割について、町民の理解の促進を図ります。 【保健福祉課】	【達成】 自治会を通し、広報誌やチラシの全戸配布等を実施した。	【継続】
	小学校、中学校、高等学校にこころの病気の知識と相談機関先が掲載されているリーフレットを配付し、必要時に医療機関を受診したり他の支援機関につなぐ等、本人だけでなく家族や友人等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう普及啓発活動を実施します。【学校教育課】	【達成】 R4.3・自殺対策強化月間に啓発グッズを小学校、中学校、高等学校に配付した。 ・R5 実績：那須町人権擁護委員による命の大切さやいじめ、DV といった様々な人権に関する講話を実施し、自殺に対する理解を深めた。	【継続】
基本施策４ 生きることの促進要因への支援			
適切な介護サービスの利用支援	介護にまつわる諸問題について、相談機会の提供を通じ家族や本人が抱える様々な問題を察知し、高齢者の身体等の状態に合わせて適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。 【保健福祉課】	【達成】 介護保険制度の利用案内、相談を適切に実施した。 R5 実績：電話(延 7984 件)、面接(延 992 人)、訪問(延 2950 人)、メール(延 181 件)：	【継続】
高齢者が集える機会の提供	高齢化率の高い本町においては、高齢者の生きがいづくりの場として「集いの場」が有効なため、高齢者が地域で元気に生活できるよう、今後も地区社会福祉協議会や NPO 法人、住民主体の団体による集いの場づくりに取り組みます。 【保健福祉課】	【達成】 新型コロナウイルス感染症のまん延による集いの場の活動低下がみられたが、その後徐々に再開され新規に活動を立ち上げる団体も見られており高齢者が集える機会が増えつつある。 R5 実績：32 か所	【継続】
母子保健事業・子育て支援センターの運営	母子保健事業の相談等を通し、子育てに関わる全ての人の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。 【こども未来課】	【達成】 母子手帳交付や、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等をとおして保護者等の相談に応じ、必要な支援を行った。 R5 実績：乳幼児健診(延 338 人)、保護者等面接・相談(延 132 人)、保護者等訪問(128 人)、電話(延 143 人)、支援センター利用者(延 1,897 人)	【継続】
	児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に応じ、必要時には、関係機関と連携し課題の解決を図ります。また、ホームヘルパー事業、ショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて問題の深刻化を未然に防ぎます。 【こども未来課】		【継続】

	保護者による家庭保育が困難な乳幼児に関する相談、公立保育園等による保育・育児相談等を実施し、子育て環境を整備していきます。 【こども未来課】	【達成】 母子手帳交付や、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等をとおして保護者等の相談に応じ、必要な支援を行った。	【継続】
精神障がい者とその家族に対する支援の充実	精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくないため、早期の段階から社会復帰に向けた支援を保健師等が展開し、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことでリスクの軽減を図ります。 【保健福祉課】	【達成】 精神障がいを抱える方とその家族に対し、保健師等が関係機関と連携し、包括的・継続的に支援した。 R5実績：電話(延 576 人)。訪問(延 278 人)、面接(92 人)	【継続】
	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進を図ります。 【保健福祉課】	【達成】 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助の障害福祉サービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援した。	【継続】
	困難事例への対応や精神障がい者と家族への個別支援の充実を図ります。 【保健福祉課】	【達成】 複合的な相談内容に対応するため、相談支援機関における連携強化に努めた。 R5実績：電話(延 576 人)。訪問(延 278 人)、面接(92 人)	【継続】
広域的な医療機関等との連携の強化	栃木県自殺対策連絡協議会や二次医療圏の関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。 【保健福祉課】	【未達成】 自殺対策連絡協議会は開催できているが、自殺未遂者への支援には至っていない。	【改善】 関係機関と支援策について検討を進める。
支援機関の専門職員に対する研修会の実施	保健・介護・生活・子育て等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等について研修会を実施し、地域の支援力の向上と連携強化を充実させます。 【保健福祉課】	【未達成】 研修内容や実施方法等について検討段階であり、研修会の実施には至っていない。	【改善】 関係機関と支援策について検討を進める。
施策 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育			
児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	SOS の出し方に関する教育及びスクールソーシャルワーカーの配置を充実させます。【学校教育課】	【達成】 スクールソーシャルワーカー 1 名を雇用し、必要な支援につなげるため関係機関と連携を図り関係性を構築することができた。	【継続】
	「那須町子どものいじめの防止等に関する条例」に基づき、子どものいじめ防止及び解決を図るため関係機関と連携を図ります。 【学校教育課】	【達成】 教職員による健康観察を実施し、子どもたち一人一人に目を向け声掛けを行い子どもの SOS サインを早期に発見している。また SOS サインを出しやすい環境づくりに努めた。	【継続】

(2) 重点施策

事業名	事業内容	実施状況	今後の計画
重点施策1 高齢者への対策			
(1) 包括的な支援のための連携の推進			
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組めます。 【保健福祉課、地域包括支援センター、医療機関、福祉関係者、住民組織等関係者】	【達成】 個別ケースから地域の高齢者が抱える問題を検討する会議として地域ケア会議を実施し、多職種での連携体制構築や社会基盤整備の必要性を検討した。 R5実績：年6回実施	【継続】
地域連携（訪問診療・介護）	医療のみならず日常生活において病気や患者を支える家族に対しての相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。 【保健福祉課、地域包括支援センター、医療機関、福祉関係者】	【達成】 支援者間の顔の見える関係性づくりを行うため多職種連携会議を継続的に開催し連携体制を構築した。 R5実績： ①在宅医療・会議連携推進会議の開催6回 ②研修会1回 ③住民向け講話等の普及啓発2回	【継続】
(2) 高齢者の健康不安に対する支援			
こころの健康相談	こころの相談専門員が町民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、必要時に適切な機関につなげます。 【保健福祉課、医療機関】	【達成】 年間6回開催を計画しており、町民からの相談に対し、対応方法や必要な機関への紹介等を実施している。 R5実績：年6回開催、相談4件。	【継続】
地区健康相談・健康教室	各地区の健康相談・健康教室の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。 【保健福祉課、各地区組織】	【達成】 シニアクラブ等において健康相談・健康教室を実施し、こころの健康づくりに関する内容の講話等を実施している。ただし、メンタルヘル스에特化した講話等は実施していない。R5実績：健康相談170人、健康教育159人。	【改善】 メンタルヘル스에特化した講話等の開催について検討する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが中心となり、町民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。 【保健福祉課、町社会福祉協議会】	【達成】 生活支援コーディネーターが中心となって町内の支え合いの体制づくり・地域づくり事業を実施。 R5実績：第1協議体SC2名、第2層協議体4か所設置SC5名配置	【継続】
認知症施策推進事業	「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持ち、安心して暮らすことができるよう、認知症の人やその家族の相談支援の体制整備を行います。 【保健福祉課、地域包括支援センター】	【達成】 認知症地域支援推進員等の関係機関が連携して、認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援を行った。 R5実績： ①認知症サポーター養成講座の開催 開催回数 10回 342人 H18年からの養成人数 4,724人	【継続】

		②認知症講演会等の開催 開催回数 1回 ③認知症初期集中支援チームの設置 チーム数 1か所 ④認知症地域支援推進員の設置 配置数 13人 ⑤認知症カフェ設置 設置数 2か所	
高齢者総合相談支援事業	高齢者とその家族から、介護・医療のみならず日常生活についての相談を受け、適切なサービス、または機関の紹介、制度に関する情報の提供を行います。 【保健福祉課、地域包括支援センター】	【達成】 高齢者の方やその家族等から、介護・医療のみならず日常生活のさまざまな相談を受け、適切なサービス、または機関の紹介、制度に関する情報の提供を行った。 R5実績： 高齢者の総合相談窓口の設置 ・総合相談件数 延 4,905 回	【継続】
行政相談	行政相談員が様々な相談を受けの中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。 【企画政策課】	【達成】 行政相談を毎月 2 回（令和 5 年度からは 1 回）ゆめプラザ・那須で開催している。 R5 実績：行政相談：12 回、相談件数 1 件	【継続】
医療費に関する相談	高齢者や家族にとって負担が大きい医療費についての相談や高額療養費に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする場合には、適切な機関につなぐ等の役割を担います。 【住民生活課】	【達成】 医療費や高額療養費に関する相談を随時受け付けている。生活面で深刻な問題を抱えている等の相談があれば、関係機関を案内し繋いでいる。	【継続】
(3) 社会参加の強化と孤立・孤独の予防			
一般介護予防事業	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。 【保健福祉課、地域包括支援センター】	【達成】 新型コロナウイルス感染症のまん延により一時活動が停滞したが、継続的に事業を実施した。 R5 実績： ①介護予防出前講座 27 回 344 人 ②介護予防サポーター養成講座 実施なし ③サポーター活動 12 回 140 人 ④介護予防教室 26 回 454 人	【継続】
ふれあいルーム	高齢者の地域内における交流の場や居場所として孤立を防止するとともに、参加者の見守りを行います。また、健康体操等を通して心身の健康保持を図ります。 【町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会】	【達成】 令和 5 年度は、12 か所で 122 回ふれあいルームを開催することができた。高齢者の交流の場や、健康保持の機会の増加につなげることができた。	【継続】

重点施策 2 生活困窮者対策と無職者・失業者対策			
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。 【保健福祉課、町社会福祉協議会、県北健康福祉センター】	【達成】 相談者からの聞き取りにより、困りごとを把握し、適宜関係機関につなぎ、迅速な支援につなげることができた。 R5 実績：相談件数 25 件	【継続】
生活困窮者自立支援	相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。 【保健福祉課、町社会福祉協議会】	【達成】 生活困窮者自立支援員や町社会福祉協議会と連携を図り、一人ひとりの困りごとに対する支援を行うことができた。 R5 実績：相談件数 16 件 ＜参考＞ 社会福祉協議会 貸付 生活福祉資金（県）2 件 社会福祉金庫（町）32 件 フードバンク 13 世帯 思いやり配布会 4 回 99 世帯	【継続】
無料法律相談	消費生活のトラブルを抱えた住民に対して、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。 【総務課】	【達成】 R5 実績：月 1 回で年間 12 回実施。利用者 42 人。	【継続】
年金相談	年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。また、自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげます。 【住民生活課、社会保険事務】	【未達成】 年金に関する相談は随時窓口で受け付けているが、すでに受給している方で経済的問題を抱えている方に対する相談に対応することは困難である。 免除申請の説明については行なった。	【改善】 国民年金加入者が将来老齢年金や障害年金等の受給権が取得できるよう、生活困窮者の相談には免除申請などの制度の周知を図り未納期間を減らす対応をする。
各種納付相談	各種税金や保険料の支払い等の相談や、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある方の相談に応じ、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる窓口体制をつくります。 【税務課、町社会福祉協議会、町商工会、税理士会、県労政事務所、公共職業安定所、労働基準監督署、母子家庭等就業・自立センター、県高齢者総合相談センター】	【達成】 R5 実績：納税が困難な者には生活状況確認書により、経済的な問題等を聞き取りすることができた。	【継続】
重点施策 3 子ども・若者対策			
SOS の出し方教育	児童・生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。 【保健福祉課、学校教育課】	【達成】 R5 実績：教職員による健康観察を実施し、子どもたち一人一人に目を向け声掛けを行い、子どもの SOS サインを早期に発見している。また、SOS サインを出しやすい環境づくりに努めた。	【継続】

教育相談 体制整備 事業	不登校児童・生徒（公立学校に通う小中学生）を対象とした教育相談室（適応指導教室）を運営し、不登校児童・生徒の集団再適応や自立を援助する学習・生活指導等を実施します。また、不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動を行う等、教育相談室と学校、家庭及び関係機関との連携強化を図ります。 【学校教育課、教育事務所】	【達成】 R5 実績：教育相談員 2 名、作業療法士 1 名、スクールソーシャルワーカー 1 名を雇用して児童生徒の相談にあたり、学習・生活指導等を実施した。	【継続】
心の教室 相談員活用事業	心の教室相談員を小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者に対する相談活動を行います。 【学校教育課】	【達成】 R5 実績：心の教室相談員 2 名を中学校に配置し生徒の相談にあたった。	【継続】
いじめ防止対策	いじめ対策をさらに強化するため、いじめ防止基本法に基づいたいじめ防止等のための対策を推進します。 【学校教育課】	【達成】 R5 実績：那須町人権擁護委員による命の大切さやいじめ、DV といった様々な人権に関する講話を実施した。	【継続】
スクール ソーシャル ワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。 【学校教育課】	【達成】 R5 実績：スクールソーシャルワーカー 1 名を雇用し、必要な支援につなげるため関係機関と連携を図り関係性を構築することができた。	【継続】
命の週間	毎年 2 月の第 3 週を「命の週間」とし、各小中学校の道徳、学級活動、学校行事等で、自他の命を大切にするための授業やイベント行事を行います。 【学校教育課】	【達成】 R5 実績：2 月第 3 週を「命の週間」として、命についての講話や集会、授業など各小中学校において様々な学習を行った	【継続】
重点施策 4 働き世代対策			
県と連携 による啓 発	勤務問題による自殺対策について、県が関係機関・団体と連携して実施する活動等について啓発を行う。 【保健福祉課】	—	【新規】 県との連携方法について協議し、啓発活動を進める。

(3) 生きる支援の関連施策

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	実施状況	今後の計画
気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修）を様々な分野で推奨する				
青少年育成協議会に関する事務	青少年育成協議会や運営等を行う。 【生涯学習課】	青少年層における自殺の実情や青少年向けの自殺予防の取組みに関して議論することで、青少年の自殺リスクや自殺対策等に関する理解の促進を図る。協議会委員や地区推進員に対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	【一部達成】 那須町青少年育成協議会を開催し、青少年の育成に関する事業についての協議等を行った。 青少年の非行防止の事業として、強調月間の広報紙による周知及び社会を明るくする運動等を行った。ゲートキーパー研修の案内等については未実施。	【継続・改善】 青少年育成協議会事業については継続。ゲートキーパー研修については、研修が実施される場合は案内等をおこなう。
親学習プログラム	子育て世代の親同士が交流を図りながら自分自身の子育てを振り返ったり、知識やスキルを学んだりする参加型学習プログラム。 【生涯学習課】	子育てに関する不安や悩みを共有・共感する機会を設け、子育て世代の孤立化を防止することにより、間接的に自殺予防につながる事業とする。また、プログラムのファシリテーターを務める家庭教育オピニオンリーダーに対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	【達成】 R5 実績：親学習プログラム 20 回実施。	【継続】
包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく				
子育て支援センターの運営（利用者支援事業：基本型）	保護者の身近な場所で、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。 【こども未来課】	子育て中の保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような相談・情報提供・助言を行うことにより、育児負担が軽減され、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	【達成】 子育て中の保護者に必要な情報提供及び相談助言を行った。 R5 実績：利用者数 1,897 人	【継続】
子育て地域交流ひろば促進事業	子育てママ等当事者や地域住民・任意団体・NPO 法人等が主体となって取り組む地域における子育て中の親子の交流を支援する活動等に対して補助金を交付する。 【こども未来課】	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	【未達成】 当該補助金の交付実績がなく、令和 4 年 9 月 8 日告示第 130 号により補助金交付要綱を廃止した。	【事業廃止】
障害者虐待防止センター事業	障害者虐待防止に係る相談受付、通報時の対応を行う。 【保健福祉課】	虐待への対応を糸口に、当人や家族、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援）となり得る。	【達成】 これまで障害者虐待防止センターを運営継続しており、障害者虐待に係る通報時の対応を実施した。 R5 実績：0 件	【継続】

様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を広める				
子育て支援センターの運営（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談・情報提供・助言・その他の援助を行う。 【こども未来課】	子育て中の保護者同士が集い交流できる場を設けたり、保護者からの育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じたりすることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	【達成】 子育て中の保護者同士が集い交流できるイベントを実施した。 R5 実績：51 回開催	【継続】
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。 【こども未来課】	子ども・子育て支援事業が、単に子育て支援ではなく、生きづらさを抱える家庭等への早期発見や支援強化に繋ぐことができる。	【達成】 要対協を通じ情報共有を行い、早期発見・支援を図った。R5 実績：要対協 6 回開催	【改善】 令和 7 年 4 月から「那須町こども計画」として継続する。
障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定及び管理事業	各計画の進行管理及び次期計画の策定を行う。 【保健福祉課】	障がい者に関する各種計画と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携促進を図ることができる。	【達成】 令和 5 年度に第 5 次那須町障がい者計画、第 7 期那須町障がい福祉計画、第 3 期那須町障がい児福祉計画を策定した。 自殺対策計画との連携においては、特定保健指導の実施やこころの健康相談の実施、自殺対策計画の推進を、基本施策のひとつとして位置づけている。	【継続】
那須町障害者自立支援協議会運営事業	医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を行う。障がい者福祉に関する支援体制整備、障害者福祉関連計画の協議及び調整、障害者差別解消の推進その他障害者自立支援に必要な事項についての協議を行う。 【保健福祉課】	障がい者に関する各種計画と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携促進を図ることができる。 医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援事業）を展開する上での基盤ともなり得る。	【達成】 令和 5 年度に、那須町障害者自立支援協議会と連携し、第 5 次那須町障がい者計画、第 7 期那須町障がい福祉計画、第 3 期那須町障がい児福祉計画を策定した。 自殺対策については、基本施策のひとつとして位置づけている。 R5 実績：那須町障害者自立支援協議会を 2 回開催した。	【継続】
あらゆる分野での広報・啓発を強化する				
行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実、自治体のホームページやフェイスブックによる情報発信及び広報誌等の編集・発行を行う。 【保健福祉課】	住民が地域の情報を知るうえで最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺予防週間（9 月）」や「自殺対策強化月間（3 月）」には特集を組む等するとより効果的な啓発が可能となる。	【達成】 広報那須に「自殺予防週間」や「自殺予防いのちの電話」の記事を掲載した。 R5 実績：広報紙掲載 12 回、ホームページ掲載 12 回。	【継続】

生きることの包括的な支援を実施・継続する				
幼保小中連携事業	幼稚園、保育園、小学校、中学校間で連携することにより、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童・生徒を育てることを目的とする。 【学校教育課】	発達段階に応じた適切な支援を行い、幼保小中のなめらかな接続体制を確立することにより、不適応・不登校児童・生徒の未然防止を図ることができる。	【達成】 R5実績：講師による研修会及びその他学習会をそれぞれ1回ずつ実施した。	【継続】
QU調査（楽しい学校生活を送るためのアンケート調査）	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。 【学校教育課】	不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見、いじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている児童・生徒の発見に活用することができる。	【達成】 R5実績：年度内に児童生徒一人あたり2回実施した。	【継続】
CAREプログラム推進事業	児童・生徒が「豊かな関わり合い」によって育まれる「基本的信頼感」と「自己肯定感」に支えられた「確かな学力」を身に着けるため、子どもと大人の絆を深める（家庭・地域・学校での豊かな関わり合いを深める）CAREプログラムを実施する。 【生涯学習課、こども未来課】	子どもとの関係をさらに良好にし、子育てや子どもとの関わりが楽しくなるコミュニケーションの取り方を大人が習得することにより、子ども達の「基本的信頼感」と「自己肯定感」を高めていくことにつながる。	【達成】 R5実績：親学習プログラムに一本化し、各小中学校への巡回実施や月1回の乳幼児健診などで合計36回実施した。	【改善】 CAREプログラム推進事業の次の段階として、家庭教育支援後援会（教育委員会3課担当）、ペアレントプログラム（こども未来課担当）に移行する。
子育て支援センターの運営（児童虐待防止対策の充実）	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上、児童虐待防止を図るための相談、指導を行う児童家庭相談員を配置する。 【こども未来課】	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	【達成】 子育て中の保護者から育児に関する各種相談に応じ、虐待の早期発見につなげた。 R5実績：相談実件数2,115件	【継続】
子育て支援センターの運営（子育てヘルパー派遣事業）	家事・育児を行うことが困難な家庭等に対し、子育て支援ヘルパーを派遣する。 【こども未来課】	保護者の家事・育児の負担軽減を図ることにより、育児ノイローゼ等による自殺リスクの軽減にもつながり得る。	【達成】 子育て中の保護者の家事育児の負担軽減を図るため、ヘルパー派遣を行った。 R5実績：ヘルパー派遣利用回数0回、（R4ヘルパー派遣回数1回）	【継続】
子育て支援センターの運営（子育て短期入所支援事業）	保護者の疾病その他の理由等により一時的に家庭での養育が困難になった場合等に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。 【こども未来課】	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	【達成】 子どもの一時預かりで、保護者の抱える問題、悩み等に対応し支援した。 R5実績：子育て短期入所利用：延べ25日※児童数3名	【継続】

子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する。 【こども未来課】	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応することで、育児不安や虐待予防、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化につながり得る。	【達成】 必要に応じて関係機関と連携することで安心・安全な出産、育児を支援することができた。	【継続】
防災対策一般事務	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。 【総務課】	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性があり、災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	【実績なし】 大規模災害の発生がなかった。	【継続】
運転免許自主返納支援事業	那須町に住民票がある65歳以上の高齢者が自主的に免許を返納した際に、公共交通機関における乗車券又は回数券を交付する。 【総務課】	運転免許を自主返納し外出する手段がない高齢者への支援とし、公共交通機関の回数券等を交付することにより、外出先でコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺リスクの早期発見に寄与しうる。	【達成】 運転免許証自主返納者に対し、公共交通機関の回数券を送付し、移動支援を行う事で高齢者の孤立防止や自殺リスクの軽減に寄与した。 R5実績：返納者 67 人	【継続】
町民バス運行事業・デマンド型乗合交通事業	町民バス及びデマンド型乗合交通の運行管理を行う。 【ふるさと定住課】	相談機関の窓口一覧情報等をバス等車内に掲示することにより、相談先情報等の周知の機会とすることができる。また、広報誌等に「公共交通を利用したお出かけコース」を掲載する等、外出する楽しさを見つけてもらえるきっかけづくりを行う。	【一部達成】 広報紙に、公共交通を利用したお出かけコースの掲載はできたが、窓口一覧情報等のバス等車内への掲示は、新型コロナウイルス関連の車内掲示等の対応により、実施することが出来なかった。	【改善】 相談機関の窓口一覧情報等の車内掲示を実施する。また、定期的に公共交通を利用したお出かけコースを広報紙等へ掲載する。
福祉タクシー事業	重度心身障がい者及び高齢者のみの世帯の者がタクシーを利用する際の利用料金の一部を助成する。 【保健福祉課】	日常生活の利便と社会参加の促進を図ることにより、自殺リスクを軽減できる。	【達成】 広報への掲載や民生委員等による事業の周知により、タクシー券の助成を行った。 R5実績：利用総数 1,243 人	【継続】

生活困窮者自立支援事業	子どもの学習支援事業等 【保健福祉課】	子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。	【達成】 実施機関の県や町の生活困窮者自立支援員へ情報共有を図り、申請案内を円滑に進めることができた。 また、学校教育課と連携を図り、学校や対象者へ周知を行うことができた。 R5 実績：教室開催日数 284 日、参加者数 延 815 人	【継続】
地域福祉推進事業	地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地区社会福祉協議会による地域福祉の推進体制を整える。 【保健福祉課】	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地区社協はその連動を進める上での要となり得る。 地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集並びに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることができる。	【達成】 那須町社会福祉協議会や地域包括支援センター等と情報共有を図ることで、地域包括ケアと自殺対策のスムーズな連動につなげることができた。 R5 実績：高齢者福祉事業実施 6 社協 6 回実施 延 510 人	【継続】
同和・人権啓発事業（人権啓発事業）	人権意識を高めるための啓発を行う。 【保健福祉課】	各種事業の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する機会となり得る。	【達成】 月に 1 回の人権相談や、小中学校での人権教室の開催、イベント等での人権啓発活動を行い、人権について考えるきっかけを作ることができた。 R5 実績：人権相談会 12 回実施、人権啓発活動 3 回実施、小中学生を対象とした人権教室 15 回開催	【継続】
身体障害者補助犬事業	視覚障がい者の移動を支援するための身体障害者補助犬を貸与する。 【保健福祉課】	視覚障がい者の日常生活を支える手段であり、適切に提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	【実績なし】 事業対象者の減少により実績なし。	【継続】
重度心身障害児者見舞金支給事業	在宅の重度心身障害児者に対して見舞金を支給する。 【保健福祉課】	在宅で生活する重度心身障害児者及びその家族は、介護負担等が大きいため、見舞金を支給することで、心身の負担緩和を図り、自殺リスクの軽減に寄与する。	【達成】 例年、300 人前後の見舞金対象者に対して見舞金を支給し、心身の負担緩和を図った。 R5 実績：290 人	【改善】 町単独財源での見舞金事業であり、見舞金制度のあり方について、制度の廃止も含めて検討する。
地域生活支援事業	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障がい者福祉の増進を図るための事業を行う。 【保健福祉課】	自宅以外の日中の居場所を提供することで、交流の促進を図り、自殺リスクの軽減に寄与する。	【達成】 地域活動支援センターの運営や、日中一時支援事業所への補助により、自宅以外の日中の居場所づくりを実施した。 R5 実績：13 人	【継続】

自立支援医療に関する事業	身体・精神障がい者の自立と社会経済活動への参加促進を図る更生のための医療費を公費で負担する。 【保健福祉課】	身体・精神障がい者に係る医療費負担が大きいため家計における医療費を抑制することで、適切な医療を受ける機会を確保し、自殺リスクの軽減に寄与する。	【達成】 自立支援医療に関する事業については、必要な支援を必要な方に届けるため、町ホームページ等を利用し、制度の啓発を実施した。 自立支援医療のうち精神通院医療については栃木県の事業であるため、栃木県と連携し、申請受付事務を実施した。 R5実績：458人	【継続】
納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。 【税務課】	納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、納税相談を行うことで、生活再建等の様々な支援につなげる。	【達成】 納税が困難な者には生活状況確認書により、経済的な問題等を聞き取りすることができた。	【継続】
アナザースクール (放課後子供教室)	地域と家庭が連携し、学校施設を利用して様々な体験活動を提供する。子ども達が安心して活動できる場所を作るとともに地域人材の活躍の場を確保する。 【生涯学習課】	得意分野を生かせる様々な講座を設け、指導者を広く地域から募集することで、大人の生きがいをづくりを推進し、間接的に自殺予防につながる事業とする。また、子ども達の指導に当たる学校支援ボランティアや、ボランティアを斡旋する地域教育コーディネーターに対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	【一部達成】 R5実績：ゲートキーパー研修の案内等を行うことはできなかったが、アナザースクールについては、24回開催（延467人参加）した。	【改善】 ゲートキーパー研修の案内ではなく、ゲートキーパーに関する資料等の送付による共有方法に切り替える。）

相 談 窓 口 一 覧

主な相談窓口（太字は町関係機関）

相談内容

健康

- (1) からだの悩み（体調不良、長期継続治療、身体の障がい等）
- (2) こころの悩み（不眠、気分の変調、辛くて苦しい時、うつ病、精神疾患等）

那須町医師会
黒磯薬剤師会
こころのダイヤル
いのちの電話（いのち SOS：毎日 24 時間）
栃木県精神保健福祉センター
県北健康福祉センター
大田原人権擁護委員協議会
那須町保健センター（こころの相談）

家庭

- (1) 子どもについての悩み（しつけ、発達の問題等）
- (2) 親子関係についての悩み（愛着関係等）
- (3) 家庭内不和についての悩み（家族間トラブル等）
- (4) 家族の介護・看病の悩み
- (5) 一人暮らし・高齢者世帯の不安

大田原人権擁護委員協議会
那須町子育て支援センター
那須町役場こども未来課
那須町役場保健福祉課
那須町保健センター
那須町地域包括支援センター
那須町自治会
那須町民生委員・児童委員
那須町シニアクラブ連合会
那須町ボランティア団体
那須町社会福祉協議会

仕事

- (1) 職場の人間関係の悩み
- (2) 長時間労働への悩み
- (3) 失業のための経済的な悩み

よりそいホットライン（24 時間対応）
ハローワーク
若者サポートステーション
法テラス
大田原労働基準監督署
大田原人権擁護委員協議会
那須町社会福祉協議会
那須町保健センター

学校

- (1) 友人関係の悩み
- (2) いじめに関する悩み
- (3) 学業不振の悩み
- (4) 先生との人間関係の悩み

いじめ相談さわやかテレホン
（毎日 24 時間対応）
大田原人権擁護委員協議会
那須町役場学校教育課
那須町教育相談室
那須教育事務所
那須町子育て支援センター
那須町役場こども未来課

連
携

紙イラストについて



太陽は当事者を、4つの花卉で町民ひとりひとりが当事者に「気付き」、思いを「傾聴」し、温かく「見守り」、必要な機関に「つなぐ」様子を表し、現状に応じた施策の検討・展開をすることで、当事者の自分らしさや生きる原動力を町全体として支援する姿を茎と葉で表現しました。